

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第三十五号

昭和三十一年五月十六日(木曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

五月十四日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として久保等君を議長に

おいて指名した。
五月十五日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として井村徳二君を議長に

おいて指名した。
本日委員井村徳二君辞任につき、その補欠として成田一郎君を議長に

おいて指名した。

出席者は左の通り。
委員長 本多 市郎君

理事

委員

伊能繁次郎君

小柳 牧衛君

館 哲二君

安井 謙君

吉江 勝保君

占部 秀男君

久保 等君

鈴木 壽君

中田 吉雄君

森 八三三君

白木義一郎君

国務大臣

国務大臣

政府委員

自治政務次官

加藤 精三君

自治庁財政部長 小林與三次君
事務局側 常任委員 福永與一郎君
会専門員

説明員

自治庁行政 吉浦 淨眞君
部振興課長
自治庁財政 山野 幸吉君
部理財課長

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会の件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(本多市郎君) これより委員会を開きます。

先ほど懇談会においてお話のまとまりました通りに、この際、商工委員会に対し連合審査の申し入れをいたしたいということになりました。そこで、この連合審査の申し入れの理由を付した申入書というものを、この際、案を私からここにまとめたものを持っており、それをごらんください。開陳して、これでまとまるものならまとめていただきたいと思います。

商工委員会に対する連合審査会開会の申し入れ

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の内容を見るに、火災共済協同組合については、地方公共団体が当該組合のために一定金額の支払いを保証することを当然に予定しているやに見られる規定がある。これは地方財政困難の実情に照らし、果して適当かどうか、十分検討

を要するものと認める。よって当委員会としてここに決議をもって商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れる。

この案文でいかがでございますか。

○委員長(本多市郎君) それでは、この通り商工委員会に付しまして連合審査会の申し入れをすることにいたします。

○委員長(本多市郎君) この際、委員の異動について報告いたします。去る十三日久保等君が辞任されました。藤原道子君が補欠選任されましたところ

が、十四日に藤原君が辞任されました。久保君が再び委員になられました。また、昨日森田豊壽君が辞任された。井村徳二君が委員となられました。本日さらに井村君が辞任され、成田一郎君が補欠選任されました。

以上、御報告いたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に対する政府の提案理由の説明並びに詳細説明は、すでに聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。質疑のあり方は、順次御発言願います。

○鈴木壽君 実は、この法案に当然関連しますが、直接これについてお尋ねしたいこともございますが、その前に、地方財政計画、ずつとこの前にいろいろ御説明を聞いたり、質疑等がありましたが、その後多少数字なんか見られませんが、変つてきておると見られるところもありますし、そういう

点について、いま一応お話を伺っておきたいところというふうに考えるのですが、できれば、たとえば軽油引取税の問題等につきまして多少数字が變つてきておるといふようなことから、この計画に対して修正と言つて、言葉は少し当らないかもしれませんが、数字的に狂つてきているところがあると思

いますので、そこら辺の一応の説明をお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(小林與三次君) 今お尋ねの点を申し上げます。この財政計画を一応作りまして、御報告申し上げましてから、その後の国会における状況で、仰せの通り、一部問題が變つてきております。一つは、収入の方で、入場税法の改正による入場税の減収の問題がござります。これは約四億圓、それから、軽油引取税の修正による減収が交付団体関係で五億圓、合計九億圓がマイナスになっておるのでござ

います。これにつきましては、片一方で政府資金の例の公債の利子の引き下げというところが本年度から実施されました。これに基づきまして、地方負担の減が九億圓見込むことができるのでござ

います。大体経費はこれでとんとんで、計画上はさきがつく、こういうふうに考えておるのでござります。

それから、もう一つ考えられますのは、補正予算が第一次と第二次ござ

まして、第一次の補正予算を基礎にして一応計画を作っておりますが、その後第二次補正予算で十億圓だけ繰り越

しできる金額がふえたのでござ

います。これは、計画上はプラスの面でございます。それだけ歳入がふえたことになりまして、歳出の面におきましては、その十億は地方団体の単独の仕事に計上し得るもの、こういうふうに考えておるのでござります。それだけでござります。その後……ちよつと、先ほど申し上げました入場税と軽油引取税の減と、それから政府資金の利子引き下げの件は、これは平年度の数字でござります。本年度はその約半額でござります。

以上がその後多少變つたという点、問題になつた点であります。

○鈴木壽君 そうしますと、入場税関係での減が平年度四億、今年度は二億、こういうふうでいいのです。それから、道路関係のこれは、平年度五億で、本年度は二億五千万圓くらい、こういうことですか。

○政府委員(小林與三次君) ちよつと、今のも正確を欠いておりますので、入場税の減は四億、大体軽油の五億というものが、本年度その程度減収になるはずでござります。

○鈴木壽君 そりすると、本年度で九億、両方合せて九億ですね。これはよろしゅうござります。それから、今のお話の、公債費の利率の引き下げ等に伴つて、それが九億ある。これはよろしゅうござります。本年度で九億でござります。本年度は大体どのくらい見ておられますか。

○政府委員(小林與三次君) これは、実施を四月からやつておるのでござ

います。それだけ歳入がふえたことになりまして、歳出の面におきましては、その十億は地方団体の単独の仕事に計上し得るもの、こういうふうに考えておるのでござります。それだけでござります。その後……ちよつと、先ほど申し上げました入場税と軽油引取税の減と、それから政府資金の利子引き下げの件は、これは平年度の数字でござります。本年度はその約半額でござります。

以上がその後多少變つたという点、問題になつた点であります。

○鈴木壽君 そうしますと、入場税関係での減が平年度四億、今年度は二億、こういうふうでいいのです。それから、道路関係のこれは、平年度五億で、本年度は二億五千万圓くらい、こういうことですか。

○政府委員(小林與三次君) ちよつと、今のも正確を欠いておりますので、入場税の減は四億、大体軽油の五億というものが、本年度その程度減収になるはずでござります。

○鈴木壽君 そりすると、本年度で九億、両方合せて九億ですね。これはよろしゅうござります。それから、今のお話の、公債費の利率の引き下げ等に伴つて、それが九億ある。これはよろしゅうござります。本年度で九億でござります。本年度は大体どのくらい見ておられますか。

○政府委員(小林與三次君) これは、実施を四月からやつておるのでござ

います。それだけ歳入がふえたことになりまして、歳出の面におきましては、その十億は地方団体の単独の仕事に計上し得るもの、こういうふうに考えておるのでござります。それだけでござります。その後……ちよつと、先ほど申し上げました入場税と軽油引取税の減と、それから政府資金の利子引き下げの件は、これは平年度の数字でござります。本年度はその約半額でござります。

以上がその後多少變つたという点、問題になつた点であります。

○鈴木壽君 そうしますと、入場税関係での減が平年度四億、今年度は二億、こういうふうでいいのです。それから、道路関係のこれは、平年度五億で、本年度は二億五千万圓くらい、こういうことですか。

○政府委員(小林與三次君) ちよつと、今のも正確を欠いておりますので、入場税の減は四億、大体軽油の五億というものが、本年度その程度減収になるはずでござります。

○鈴木壽君 そりすると、本年度で九億、両方合せて九億ですね。これはよろしゅうござります。それから、今のお話の、公債費の利率の引き下げ等に伴つて、それが九億ある。これはよろしゅうござります。本年度で九億でござります。本年度は大体どのくらい見ておられますか。

○政府委員(小林與三次君) これは、実施を四月からやつておるのでござ

ますが、この利子の支払い時期の最初に到来したときからと、こういう扱いになっておりまして、本年度は五億程度じゃないだろうか、こういうふうに考えております。

○鈴木壽君 そうしますと、差し引きなお四億四千万に不足になるというふうに見えていいわけですね。

○政府委員(小林興三次君) これと、もう一つの問題が、先ほど申しました第二次補正で十億だけ地方交付税がふえまして、その十億をそのまま繰り越すことにして、最初の計画では七十六億になっておったやつを、八十六億にしたのであります。

○鈴木壽君 その修正は、私は前に聞いてプリントしてもらって、もらってありますが、その後には起きたのが今の軽油引取税あるいは入場税関係の分だと思ふのですが、そうしますと、今の十億というのは、そのほかに考えなければいけないのじゃないのですか。

○政府委員(小林興三次君) その通りでございます。そうでございますから、十億は前の修正であり、その後の現象として、今の数字の歳入歳出面における減があるということでありま

○鈴木壽君 あまり大きな額じゃございませんけれども、しかしお話では、大体四億四千万のそれがマイナスになつてくるというふうに考えていいと思ひますね。なお、この減というものをどういうふうな、穴埋めという言葉は変ですが、どういうふうな考えておられるのか、措置しようとしておられるのか、たとえば、考えられますことは、計画上歳出の方を減らしていくか、そういうことも考えなければいけないと思ひ

ますが、あるいはまた、歳出の方は減らさなくても、税の自然増収等によつてまかなえる、こういうこともあるいは言えると思ふのですし、また、あるいははかに別当手当する考えを持つておられるのか。こういうところを一つと、それからお話の公債費の利息の引き下げで五億と、こういうふうにあるますが、公債費の利息等の見方において、私ちよつとお尋ねしたいのですが、地方の団体におきまして、一時借り入れをするために必要な相当な利息を見なさいいけないわけなんです、それが計画上見えておられるのかどうか。もしその一時借り入れに要するそういう経費を見ておられないとすれば、先ほどのお話のありました利率引き下げに伴うところの余裕、それが九億とか、あるいは本年度五億というところも、そのまま当てにならない数字になるのじゃないかと、こういうふうに思ひますので、その二点について一つ。

○政府委員(小林興三次君) お尋ねもつともでございます。実はまだ、今はつきりしておる数字は、現にあらたのはこの歳出でございます。そのほかにも、歳出の面におきまして、この国会で、いろいろこまごまとしたもので、多少修正になったり、議員立法ができるのがありますので、あるはずだと思ひます。そういうものを、これはもう一べん全部確定したところで集計計算をしてみても、その数字の結果、財政計画に調整する必要があるかないかというところを最終的に検討して、その場合には、歳入面の増の問題もありません。大勢に影響なければ、もちろん計画としてはそのままで行こうと思ひますが、そういう点だけは、全部確定

した制度が終つたものにつぎまして、けりをつけなければならぬものだらうと、こういうふうな考えております。たとえば、早い話が給与法の問題で、勤務手当の問題でも、暫定手当の基礎になるのは三月三十一日から四月一日か、まあいろいろ議論があるようですが、こういうことになれば、またとたんに変わってきます。これはちよつと大きな問題でございますが、小さな議員立法が多少ございますので、そういう結果によつて数字を固めていく必要があれば、やつて参りたいと考えております。それからなお、この一時資金の利子の問題でございますが、これは実は、財政計画の公債費の中には見ておりません。これは実は、問題とすれば問題点の一つだろつと思ひます。当然経常的に幾らかやほつた資金がからざるを得ない以上は、それに利子があるはずでございます。これは、従来のように、赤字が非常に多かつた時代と違ひまして、また資金が梗塞しておつた時代と違ひまして、最近ではきわめて減つておるといふことは事実であります。それにいたしましても、多少はあろうと思ひますが、これは、これにつぎましては、従来は、一般の経理支出の運転上の問題として計画には見込んでおりますので、これは見込むべきじゃないかという議論も十分に成り立つのであります。われわれも、本年度の計画の場合には、そういうものを見込んでという気があつたのですが、この計画の中に作りよふものないという、率直に申し上げますれば、そういう次第でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、今のところでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

ろでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

ろでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

ろでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

ろでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

ろでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

ろでは、たとえば入場税関係、あるいは軽油引取税関係で、不足になりますところの額に對する手当という、そういう単独でなしに、全般のあとでもう一度調整する必要があると、こういうふうにおつしやつたわけですね。それから、いま一つの、一時借入れの利子の方なのですが、これは、お話のよ

すが、逆の議論で、これは運転資金なのだから、一般の経費の中でしかるべく考えるべきだ、こういうことで、それから、率直に申しまして、数字上も計画を作りよがなかつたし、結果的に申しまして、それで、一応従来の扱いのままで、見ないことにいたしましたのでございます。

○鈴木壽君 これは、今後まあ全般を通じて、国会の終了後に、いろいろ法案その他の関係によつて動いてくるところがある、それによつて調整しようというふうなお話ですが、その機会に、これは一つ検討しようという御意思はございませんか。

○政府委員(小林興三次君) これは、結局その検討はもうおこなひたします。が、その機会に、当然どうこうなつて来れば、計画の歳入面の問題でございますから、歳入面のバランスがつくめどがなければ、からの計画を作つてもしょうがない、こういう問題がございまして、今申しました、国会における修正その他のものは、ほんの技術的な私は小さい数字だらうと思ひまして、今の一時借入金金の利子まで直ちにどうこうということは、今ちよつと申し上げることはできぬだらうと思ひます。

○鈴木壽君 この問題、当然おつしやるように、歳入面とからんで来ますから、それなしに解決のつかない問題です。そうしますと、歳入のめどがつかない限り、その問題をこの計画の中に現在入れることができないのは、計画外の赤字というものが地方に出てくるといふふうにも考えてもいいわけですね。そういうことがあり得るわけですね。

○政府委員(小林興三次君) これは、

結局計画というものをどう考えるかと、こういう問題がございまして、ほんとうの実際の現実の収支全部をそのまま見込むかどうか、現に計画の給与費とは、御案内の通り、現実の給与費を見込んでおるわけじゃないのでございまして、国家公務員に準ずる建前でこれは見込んでおります。それでございしますから、実際の金はそれよりはるかに多うございまして、実際の支給額がそれより多くなるのは事実でございします。そういう問題がございまして、計画はできるだけ実際に近づけんといかぬが、しかし、これはやっぱり財政調整をやる計画といたしまして、ある程度合理的な経費でとどまらざるを得ないという問題が一つあるのございします。それで、今の一時借入金金利の問題は、そういう面から見ても、積極的に見るべきじゃないかということ、これは理屈の筋が一つあると思うのでございします。それは、一般の事業遂行上の運転上の問題なんだから、それだけの経費の中で運転上ある程度のもは当然前提にされる、そういう理屈も片方で立たぬわけでも実はないのでございします。それと、率直に申し上げて、われわれといたしまして、計画の形を合理化するために、そういう経費もある程度、私たちの立場から見れば、見込んだ方がいと思ひます。そのためには、所要のやはり財源という問題も考えざるを得ないというのが率直な話でございします。

し、事実上また合せようもないと思うのです。私、そのことを実は頭に入れてお尋ねしておるわけなのですが、ただしかし、予想せられますところの相当の額のそういうものを、これはまあ、よきに計らえというふうな考え方で行つて、果していわゆる財政計画という、そういうものからいって、いいのかどうかということもございします。ですから、当然予想せられますところの支出、それだけは何とか計画に見て、それに対処するだけの財源の蔵入の面等も考えていかなければいけない。そういう点からしますと、今ここで議題になつておるところの交付税の問題なんか、そういう観点からも考えていかなければならないのじゃないか、こういう私の気持なんです。今ある金を、現在まできめられておりますところの、たとえば交付税なりその他蔵入のその金でこれはもうとてい上せることができないからこれを落したんだ、こういうふうな考え方でいって、いわゆる地方財政計画を立てる場合にいいものかどうかということ、私、今考えるわけなんです。そういう観点からしまして、これはやはり一つ積極的にかういふ問題を取り上げて、理屈に合うものだと私は思ひます。これは何も地方でいいかげんに使つてゐるのでなくて、資金操作その他の面においても、どうしてもやむを得ず必要な経費でございしますから、こういうものはやはり一応見て、それに見合うだけの蔵入の面といふものを当然考えてしかるべきじゃないか、こういう私の考え方なんです。でございますが、いかがでございしますか。

自治庁の方としてもその点につきましては、地方財政計画の合理化とともに研究してゐるところでございします。鈴木委員の御発言の地方財政計画は、できるだけ現実を使うものに近づけようとする努力がなくては行けないのじゃないかという点は、同感でございします。そういう面から見まして、地方団体の蔵入と蔵入の実際の収支の時期に食い違いがあるわけがございまして、その結果、収入の多い時期には金庫に預つてもらつておる金融機関等に預託いたしましたり、あるいはそれ以外の金融機関に預託いたしましたりいたしまして、それによつて生ずる利子も相当大きいのでございします。それとも、現在再建整備その他で非常に町村の一時借入金金が増減しておる。その点精密に調べますれば、むしろ預託の利子の収入の方が多いかもしれないと思ひます。で、それらのことをできるだけ正確にキャッチいたしまして、この国会終了後、最終的な地方財政計画を組みますときには、十分御意思を体して計画を決定したいというふうに考えております。

起債の問題でございしますが、これは新聞等で見ますと、何か地方起債の許可の方針とか、そういうふうなものを作られたようにも見ておりますので、そういうものがございしたら、一つこの際御説明をいただければありがたいと思ひます。いま一つは、地方の新しい町村の育成費ですが、言葉はちよつと違ひでしよるが、その費用の使い方がありがたいと思ひますので、午後一つ資料その他によつて、ぜひお願いしたいと思ひます。

○政府委員(加藤精三君) 鈴木委員のお申し出の前段につきましては、非公式にお話を承りましたので、事務局の方へ連絡して準備いたしておきます。それから後段の、いわば予算編成上の注意というふうな問題でございしますが、その問題につきましても、午後から御説明をいたすようにしたいと思います。

○鈴木委員(本多市郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(本多市郎君) ちよつと速記をとめて。

○理事(大沢雄一君) 速記を始めて。

○説明員(山野幸吉君) それでは、昭和三十三年度の地方債の許可方針についてお答えいたします。

ただいま配付申し上げました資料の一番最後に付いておられます昭和三十三年度の地方債計画をちよつとごらんいただいて、簡単に御説明しておきますが、一般会計の分は、三十一年度と比較いたしました五十五億減で、五百二十億になつております。それから、明

年度から収益的建設事業という費目を立てまして、これがすでに御案内の通り、簡易水道とかあるいは港灣整備の埋立事業、あるいは荷役機械、倉庫、そういうようなものを収益事業としてここに出してあります。退職手当は、明年度は前年度に比較しまして、前年度は百四十億でありましたが、三十億にしてあります。そのかわり、公営企業会計が百五十億ふえまして四百七十億になっております。この資金内訳におきましては、一般会計における公営債が全額で三十億でございます。去年の百四十五億からは大幅に減っております。そして、その公営債は、公営企業会計におきまして、公営企業金融公庫の創設と相待ちまして、公営債を公営企業の方に寄せてあるわけでありまして、大体こういう計画になっております。この地方債計画に基きまして地方債の許可方針が定められておりますが、これを、ご要点をとらえまして御説明申し上げたいと思ひます。

まず、第三番目の一般的許可方針でございますが、これは、昨年度と同様に、継続事業を優先的に取り上げまして、本年度に事業の完成するものを重点的に見る、二年度以上にわたる重要な継続事業につきましては、本年度の起債許可予定額のみならず、将来の許可予定額もあわせて示したい、これは、計画年度が大体五年程度の継続事業につきましては、三十三年以降完成するまでの毎年度の許可目標額を上げることにしております。このようにしまして、地方団体の事業遂行の便宜に資すると同時に、地方債の許可手続の簡素化にも資したい。すでに御案内の通り、中小水道におきまして、百一億の今年度の事業許可目標と同時に、明後年以降の許可目標を、中小水道については全部公表してございまして、そのような取扱いを今後徹底していきたいと考えております。

それから二番目の新市町村建設事業に伴う事業費でございますが、今年度は、新市町村建設に伴う起債といたしましては、国庫補助金に見合う地方負担額をとらえまして、できるだけ一つ重点的に起債を許可して行こうと考えております。新市町村建設事業としていろいろ事業がたくさんございまして、これらを全部合せまして、新市町村建設事業債としまして、一本で地方負担を見まして、そして起債を許可して参りたい、かように考えております。補助金はついておりますが、これは一般単独事業のワケの中で考えていきたい、このように考えております。

小さい三番目の方でございますが、これは最近二年とついております起債の制限の問題でございますが、今年度はこの一般財源も相当増強されたに伴いまして、起債も減少されたのでございまして、前年度におきましては、赤字額の非常に多額な団体に対する起債制限、それから減債額の非常に多い団体に対する起債制限につきまして、それぞれある程度制限率を出してございました。で、三十二年におきましては、この赤字の制限と減債の制限は、同じようにこの制限として考えていきたいのでございまして、その場合に前年度と違ひますのは、前年度はこの赤字の制限の場合に、赤字額と当該団体の基準財政需要額とを比較しまして制限率を出してございましたが、三十二年

度におきましては、赤字額と一般財源とを比較いたしました。当該団体の収入の一般財源の伸び等もあわせ考慮して、この制限率を出していくことになっております。

それから減債制限につきましても、昨年度は未償還元金全部をとらえまして、もちろん災害債のような特別なものは除いてございまして、それと、当該団体の基準財政需要額とを比較して、それから制限率を出してございまして、これは一般財源と将来の五カ年間の償還元金の平均をとりました。その比較から制限率を出す、こういう方針に変わっております。その結果という方針にしましては、この減債制限も赤字制限も昨年に比較しまして大体五割程度緩和された格好になっております。これはまあ赤字が出た団体の起債を緩和するという意図と申しますより、結果的にそういうことになった、従いまして、まあ赤字が単年度で相当多額に見込まれる団体とか、未償還元金が相当強固な財政を圧迫するような団体の起債の制限は、同じように制限していきたいと考えております。

〔理事大沢雄一君退席、委員長着席〕

それからこの以下でございますが、これは昨年度と同様でございますが、(イ)から(エ)までの間は、これは全然変わっておりません。

それから四番目の事業効果の少ないもの、償還見込みの不確実な企業及び起債を財源とすることが適当でないと思われる事業、あるいは当該団体の財政規模その他財政状況から見て、一般財源をもつて措置することが適当であると認められる程度の事業について

は、原則として起債の許可を行わない。これはまあ先ほど申し上げましたように、この明年度の一般財源の増強に伴いまして、ごく経常的に各団体が毎年々々繰り返して行ふような事業については、これはまあ原則として起債でなくて、一般財源をもつて充当してもらう。そして当該団体として真に臨時的な事業で、地方負担が大きいというような事業を、重点的に起債を許可していただきたいという方針をとっておりますので、その方針に基いていろいろ工合にその方針が具体化されておるのでございまして、従いまして、まあ従来、河川の局部改修とか、あるいは道路の経常的な維持修繕とか、そういう小さい地方負担につきまして起債を許可してございましたが、そういうものは今年度からはやめまして、道路の新設とかあるいは永久橋のかかけとか、そういう重点的な事業に充当していきたい、かように考えております。

五番目は、例の起債の限度額でございますが、これは昨年度と同様でございます。毎年々々この限度額の引き上げが最近行われてきたのでございまして、明年度——三十二年におきましては、これは前年度通りにいたしまして、そうしてあまり限度額の改訂を避けたいのであります。「一件」と申しましたも、同じ種類の事業がたぐさんある場合には、これは全部合せて一件にしてございまして、それから災害等の場合におきましては、過年度につきましては、昨年同様十萬円以下の市町村については、その災害を全部一括して地方負担といたしております。簡易水道等につきましては、この限度額に達しないもの等がございましたが、明年度からは先ほど申し上げましたように、収益事業の中で簡易水道を考慮することにしてございまして、従いまして明年度におきましては、限度額以下というような問題は、あまり起らないのじゃないかと考えております。

それから事業別の許可方針でございますが、一応一般補助事業につきましては、団体の地方負担補助事業の地方負担見込額、それから基準財政需要額中の投資的経費あるいは税収入等を勘案いたしまして、そして起債許可予定額をきめて参りたい、こういう工合に考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、各事業別の許可に当りましては、重点的に地方負担の大きい臨時的な事業に充当するようにしたいと思つております。

市町村分につきましては、都道府県ごとに地方負担見込額あるいは事業の内容等を見まして許可予定額をきめ、そして都道府県においてそれぞれ起債事業についての起債許可額をきめるわけでございます。

災害復旧事業につきましては、これは昨年度と全く同様な考え方をございまして、特別に申し上げることはございません。

それから次の義務教育施設でございますが、これは従来六三制とそれから単独事業と二つに分けて起債許可を行なつて参つたのであります。三十二年におきましては、補助のあるものも、単独のものも全部を一本にいたしまして、危険校舎の増築とか、あるいは児童生徒の増加状況等を考えまして、すべてひっくるめた地方負担額を見まして、市町村別の起債額をきめたい。

市町村別の起債額をきめたい。

ただ、その場合にもごく小さい一教室、二教室等の増改築等はなるべく避けて、重点的に大きい建築事業を中心に見ていきたい。もちろん学校統合につきましても相当重点的に起債を許可していきたいと考えております。

それから一般単独事業でございますが、この単独事業につきましては、統制事業を中心として、そして、都道府県及び五大市分については、事業ごとの審査をいたしますし、市町村分につきましては、都道府県ごとに人口とか財政状況とか、あるいは継続事業の内容、新市町村建設事業に伴う緊急事業等から、市町村ごとの許可予定額を定めまして、都道府県におきまして各事業別の許可予定額をきめることになっております。ただ、一般単独事業のうちで、高等学校の老朽校舎の改築事業とか、あるいは消防施設の整備事業、下水道事業、そして先ほど申し上げました新市町村建設事業につきましては、それぞれ国庫補助金があるわけでございますが、この事業といいたしましては、単独事業の中で見て参りたい。そして、事業費から補助額を取ったものを対象にして起債を許可して参りたいと思っております。

それから収益的建設事業につきましては、先ほど申し上げましたような事業につきましては、今回財政法の六条が改正されました特別会計を設けて経理をすることになったのでございまして、そのような見地から、できるだけ一つ起債も重点的に許可をして参りたいという工合を考えております。ただ、収益的建設事業と申しましても、その特別会計でほんとうに独立採算が可能であるかどうかという点をよく精査いた

しまして許可して参りたいと思っております。

公営企業につきましては、先ほど申し上げましたように、統制事業につきましても、将来の起債許可予定額もあわせて内示するような方法をとりました、そして各事業ごとの審査を行なうて決定していきたいと思っておりますが、大体電気事業につきましても、すでに許可予定額を内示いたしまして、百五十億のうち百四十三億を電気事業の統制事業に充當いたしまして、七億を新規事業に充當することに決定をしております。水道事業におきましては、二百二十五億のワクの中で百二億を中小規模の水道に充當いたしまして、それから八十五億程度を大規模水道の起債のワクにしております。統制の中小規模水道につきましても、すでに内示をしております。あとは工業用水と新規水道でございますが、これは七月までには決定していきたいと考えております。交通におきましては、交通事業の五十億の起債のワクにつきましては、三大都市の地下鉄あるいは大都市の交通等に約三十四、五億が充當される見通しでございます。

は全部きまつてしまふようにいたしたい。そのようにして起債の早期決定によりまして、地方団体の事業遂行の便宜に資したいと考えているわけでございます。

簡便でございますが、以上が許可方針のごく概略でございます。

○委員長(本多市郎君) この際、商工委員会との合同審査のことにつきまして、緊急御懇談申し上げたいことがありますから、ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事大沢雄一君着席〕

○理事(大沢雄一君) 速記を起して下さい。

御質疑の方は続いて一つお願いを申し上げます。

○鈴木清君 関連するところもござい

ますので、新市町建設費の問題について一つ御説明いただいて、あとで質問いたしたいと思ひます。

○説明員(吉浦淳真君) お手元に配付しております資料に従ひまして若干御説明を申し上げます。新市町村建設促進補助金でございますが、昨年来各新市町村におきまして、本補助金についての要望がきわめて高かつたために、われわれといたしましても

ぜひ新市町村建設促進の補助金につきましても、万全の対策を講じたいというところから、この前の本委員会御説明も申し上げたかと存じますが、六十九億の予算要求をいたしましたわけでござい

ます。その後相当地に折衝もいたしまして、御了解も願つたのでありますが、結局十四億六千万円という数字に決定をしまして、過日両院を通過した予算に計上されたわけでございます。この

点につきまして、われわれが前から考

えておりました補助金に對しまして、相当にかけ離れた額にきまりましたことにつきましても遺憾に存じておる次第でございます。この限られた予算を、どのように効率的に使用いたしまして新市町村に均等にいくかという問題につきましても、いろいろ検討を遂

げましては二千三百程度の新市町村があるわけでございまして、五百町村につきましても計画の調整と施設の整備の補助金を出すことにいたしました。なお、昨年二百町村につきまして施設整備をやらせておりますが、その金額が本年度に入りまして額が少かつたわけでございまして、それをさしあたり補てんするという意味から、昨年度の二百町村についての額の補てんとあわせて考慮をいたしましたわけでござい

ます。この交付要領を若干端折つて御説明申し上げます、その三ページまでの間は手続的な規定でございますので、省略させていただきます。四ページに補助金交付の基準というのがございまして、都道府県の補助金につきましては、新市町村建設促進指導に要する経費、新市町村建設促進審議会の運営に要する経費並びに新市町村の職員研修に要する経費その他新市町村の建設促進に關し特に必要と認められる経費につきまして、その三分の二の額を交付することといたしまして、各都道府県の基準の額につきましては、新市町村の区域内の人口及び都道府県の面積、それから新市町村の数、新市町村の建設計画の調整、その他建設の指導状況、それから審議会の活動の状況並びに職員の研修の状況等に應じて

額を決定することといたしておりますが、その額は平均いたしまして二百二十万になるわけでございまして、従つて、各都道府県に組まれます予算は百万余円を三分の一の額として、これに追加されることとなりますので、平均いたしまして三百三十万程度が新市町村建設関係の指導費に相なることにな

るわけでございます。

次に、新市町村に参ります補助金でございますが、これは計画調整費の補助金と施設整備の関係の補助金とに分かれるわけでございまして、計画調整の補助金につきましては、従来持つております各新市町村の建設計画が二、三年たちましたあとで振り返つて見ますと、いわば施設計画の羅列にすぎないわけでございまして、真に合併の目的でありますところの新市町村の基盤の育成の問題、あるいはまた住民福祉の向上の問題、特に所得水準の向上あるいは文化水準の向上という面に照らしまして、必ずしも計画そのものが完璧なものとはいへないわけでございまして、現在それらについて計画調整をやりたいという町村が相当数見受けられますので、まあそこで計画調整ということをやらせようということ

で、補助金を交付することといたしたのでございまして、これにつきましても、定額補助といたしまして、一、新市町村あたり十五万、大体五百十の新市町村について各都道府県に現在これを配分いたしておるわけでござい

ます。その配分の方法は、ここに書いてございせんが、大体平均いたしまして一府県十一になるわけでござい

ます。五百十でございまして、一府県十一程度になるわけでござい

そのうち五つにつきましては、各都道府県を問わず一応平均割で算定をいたしまして、残りの数を新市町村の数に按分いたしまして、現在数を選定いたしておるのでございます。

次に、施設整備の補助金でございますが、これは役場なり支所、出張所等の統廃合、あるいは中小学校の統廃合等を行うに際しまして、いわば自治運営の合理化を行うに当りまして、それに要する施設の整備ということが含まれておりますので、大体それにつきましては、従来ともそれに要する経費の二分の一を交付するという考え方で参っておりますが、先ほど御説明申し上げましたように、今年度の予算はわれわれが期待するほどに至りませんでしたので、せめてその準備について考慮しようという事で、いろいろ折衝いたしました結果、一町村当りの補助金が二百万円というのを平均に考えまして、その五百十町村について事業をやらせようということに相なつたわけでございまして、従いまして、このそれぞれの一市町村当りの準備の問題は次の七ページにございす表のような形である程度の段階を設けてまして、基準を作つたわけでございすますが、いわば人口なり合併関係市町村の数なりあるいは合併の態様なり、あるいは事業の内容等を考慮して額を決定することに相なるわけでございすますが、その基準をいたしましては、ここにこの表に掲げられてございすように、一人口段階と合併関係市町村の区分によりまして、最も合併の規模の小さいものにつきましては百二十万、さらに人口が四万人以上であり、また合併関係町村もきわめて大きいという

ものについては、最高五百万円までの補助金に区分いたしまして交付するような方法を実施いたしておるわけでございす。なお、昨年度におきまして施設整備費の対象の町村となつたものにつきましては、平均一町村当り六十万円しか参つておりませんので、その差額の百四十万程度の額になるわけでございすますが、それを今回交付することにしたわけでございまして、それは百四十万円が平均になるのでございすけれども、その算定はただいま表で申し上げました程度のものに対する差額ということになるわけでございす。

事業の内容といたしましては、第一に支所または出張所の廃止または統合に伴う有線放送施設もしくは部落電話施設の設置、連絡用の自動車あるいは自動二輪車等の購入に充てる経費にさせるわけでございす。

第二は、同じくそういった合理化のために道路あるいは橋梁等の新設、改良、さらには庁舎等の増築についても交付することにしたのでございす。

第三には、その他新市町村の一体性を確保するという意味で、要するに組織及び運営の合理化に資するために必要となつて参りますところの渡船でありますとか、あるいは離島間の無線連絡施設でございすとか、それらに準ずるものにつきまして補助をいたすことになつたわけでございすますが、その他にも、たとえば火葬場が幾つもございまして、統合する方が好ましいというものについては、火葬場につきまして、あるいは従来の約束から消防ポンプを購入するという希望があり、消防ポンプについてもいいというように、

事業につきましては大幅に町村に選択の自由を認めたいという方針でおるわけでございす。人口段階別の金額につきましては、今あわせて御説明申し上げましたので、省略いたしますが、要するに昨年度の二百町村についての差額を補てんいたしますことと、さらに今年度五百十の町村につきまして施設整備を行なつて参りますので、まあ現在までのところ、全新市町村の数が約二千三百に相なつておりますので、大体三分の一弱につきまして一応その町村の希望するところの事業を実施していくことになりましたのでございす。

が、何分にもその他新市町村をたくさんかかえておるわけでございすので、これは来年、再来年と引き続いて実施に努力して参りたいと存じておる次第でございす。特にただいま理財課長からも説明がございましたように、この事業はほとんどこれと同額以上の起債を認めて、ワクとしてお認め願つておりますので、起債と合せまして、事業の実施につきましてその確保をして参りたいと存じておる次第でございす。

はなはだ簡単でございすますが、以上御説明申し上げます。

○鈴木壽君 あとで新市町村の建設の促進に伴ひましての質問は別にいたしたいと思ひますが、関連することとございすので、山野さんの方との関連で新市町村の建設に伴う緊急事業あるいは効果的な事業に対し重点的に起債を許す、こういう方針のようでございすますが、これはこれなりにけっこうだと思ひます。ただ問題は、新市町村がございまして、その合併までに至る過程におきましては、新市町村がござい

た場合には、国におきましては相当なこれが育成のための補助、助成あるいはそういう意味におきましての起債等におきまして、大きな希望を、期待を持っておつたことは確かだと思ひますし、また指導する過程におきまして、そういうことがしばしば言われておつたわけでございす。場合によつては交付税ですらふやしてやるんだとかいうことですね、こういうことを言われてきておつたんでございす。

が、実際の段階になつてみますと、今御説明がありましたように、建設費というもののきわめて当初の考え方がすれば少額である。起債はおそらくそういう補助費に見合ふものとして許可されるのでございす。それから、これもまた新しい町村の期待からすれば、あるいはいろいろな希望からしますと、これは非常に意に満たないところが多いんじゃないかと思ひます。そこで、これはまあ予算の方では、新市町村の建設費の方は決定されてしまつたので、これは今さら直ちに増額というようなことも期待できないと思ひますが、起債の面におきましてこれはある程度ワクを広げるような考え方をすべきじゃないか、こういうふうに思ひますので、まずその点いかがでございすでしょうか。

○説明員(山野幸吉君) 新市町村の建設につきまして、昨年の実績を調べますと、大体新市町村関係に、建設事業としては三億程度であるわけでございす。三十二年におきましては単独事業債を八十五億から百億に伸ばしましたんで、これは主として新市町村の建設事業等の関係もございまして、それだけのワクを広げたわけでございまして、そのような点から見ますと、おそらく国庫補助金が二分の一、おおむね二分の一のようでございす。が、それに見合ふ地方債は十二億七千万からございす。おそろく単独で突き出す事業もございすので、去年に比較しますと、大幅に伸びておる。それから一般のそれ以外の市町村の事業につきまして、実はこの新市町村建設事業と大体似通つた事業も相当ありますので、従いまして、三十二年におきましては、前年度より相当大幅にこのワクも広がつておるものと考えておる次第でございす。

○鈴木壽君 一つ山野課長さんの方から、じゃ三十二年とそれから三十二年の現在のにおきまして、確かに見通しの上立つての数字的な比較をお伺いしたいのでございす。今相違ふておると、こういうふうなお話でございす。

○説明員(山野幸吉君) 昨年度におきましては、市町村に許可しました地方債は、大体三十八億程度だと思つておられますが、三十二年におきましてはどの程度になりましたか、まだ確実な数字は、実は今のところ申し上げかねるわけでございす。が、大体、今申し上げましたように、この単独事業の伸びた分の相当額が新市町村に回るわけでございす。市町村に対する起債の増加額も五十億をこえるのじゃないかという工合に今のところ概算しておるわけでございす。

○鈴木壽君 単独事業の伸びは八十五億から百億でございす。それ十五億、大体その程度市町村に回る、そうですか。

○説明員(山野幸吉君) 大体それに近

い額が回るかと思ひます。ですから、去年三十八億でございますから、大体五十億は確実に回つていくのじゃないかという工合に概算しております。

○鈴木壽君 今のお話で、額の上では十二、三億ふえるようでございますが、これは、しかしまた、いわゆる新しい市町村の今の数からいたしますと、そんなに潤うというふうには率直に申し上げて見られないだろうと思ひます。それからいま一つは、新しい町村に対する建設費の補助が五十十カ町村と申されたですね。そうしますと、それ以外のところは、起債の方もありましたおもしろくない結果になるのじゃないか。これはもちろん、一般の単独事業とか、いろいろありますよ。ありますが、いわゆる新町村になつたというところで、何といひますか、これは、ほんとうに助成してもらえという立場からの期待からすれば、五百十カ町村以外の、もう千八百くらいありますが、そういう町村におきましては、なかなかどうも、さつぱりおれの方に回つてこないじゃないか、こういう問題もあると思うんですがね。その点いかがですか。私の了解がまずいでしょうか。

○説明員(吉澤清典君) 今お話の建設事業として、ここに何か御定義になつておるもの以外に、およそ新市町村がやつております投資的経費というものは、ほとんどが、公共事業といひ、単独事業といひ、建設事業であることになつておるわけでございます。従ひまして、補助金が昨年からつき始めたわけでございますが、補助金がつかない以前におきましては、やはり建設事業といひましては、大体四千億程度の

建設事業を予定しておつたわけでございますが、それが二十九年、三十年と、どの程度実施されたかという、まあ概括について現在私の記憶しておりますところでは、二十九年度の新市町村の建設事業は、大体四十七億実施されておるわけでありまして、それから三十年度は、五十七億実施されておるといふ表が出ておるわけでございます。今ここに持参いたしておりますが、従つて、これは、補助金の面あるいは公共事業の方の起債の面、それからまた、新市町村みづからが合理化をいたしまして、特に議会議員の定数等が、これは町村合併によつて減つて参ります。そういった点からの節約額というものが相見込まれますので、それらの経費をあげて新市町村の建設事業に現在回しつゝある、これはまあ新町村みづからの努力でもございしますが、やつておられますので、それとここで追い打ちをかけるお申しますか、金額はささいでございますが、新市町村は、建設事業の面はやつて参りましたけれども、いわゆる合理化の面をなかなかやれなかつたという面から、今回は合理化の面を強調いたしまして、それに伴う建設事業というふうに、事業を限定いたしましたため

に、ちよつとそこに混乱して参つたかと存じております。つまり、今回補助金の対象となつておりますのは、合理化に資するための事業といふものにつ

きまして、まああつた額の額はございしますが、合理化の目的を達成するべく事業をやつていらつしやるというふうな考へておるわけでありまして、それにつきましましては、当初の予想よりは減

じておりますけれども、足りない中で何とか単価を上げていくということ、で、単価の点につきましても、よりやく一応の事業としての体裁を確保するとともに、町村数を伸ばしますことは、これは単価が減つて参ります。そういった点から、五百程度の町村についてさしあたり実施させる、こういうことになつたわけでありまして。

○鈴木壽君 これはまあ、お話として私わかりませんが、ただ、一つ問題にしたいのは、あなたの先のお話のよう一般的な建設事業ですね、これを新町村の育成のためのそれだといふふう

に、含めて考へておることは、私、今回とられました町村合併、それに伴ういわゆる新町村の建設の育成、助成といふようなことにつきましては、これははおかしいのじゃないかと思ひます。それは、あつたがなかつたが、一般的な、道路とか何とかがいふことを当然やられておつて、あるいは多少と

しあたり予算がふえたとか、去年はおとしより多少少い仕事をしたとかいふことはあり得るかもしれませんが、わゆる新市町村の建設に対する国の補助、助成といふようなことから一応は

行われてきたというより一般的な建設事業は、そういうことに對してじゃないのです。じゃ合理化することが必要な町村は五百十カ町村だけであるかといふと、これは、二千三百の新しい市町村については、私、ほとんどがいわゆる合理化されなければならぬという建設計画を持つておると思ひます。そういうことを私は一応切り離して考へるべきである、いつかこの委員会

で、やれ郵政省の電話のもこれだ、文部省の学校等のもこれだ、いろいろ寄せ集めまして、相当な額になるから、これで新市町村の建設の育成はやつていくのだといふような話がありましたが、それはもちろん、電話のことも、あるいは学校のことも、今回の合併に伴ういろいろな必要なる合理化を進める手段の上で必要なこととございしますが、特に農林省の新農村建設計画といふようなこともこれに含めて説明されるということ、私は法の成り立ちからして、あるいはこの

法の不合理的な問題だと思ひます。そこで、私お伺ひしたいのは、一般的な、道路とか橋梁とか、あるいはそういう建設計画の仕事といふものは、これは一応別のことと考へて、とりあえず私ども問題としたのは、あなたの

ないのが相当ある。正直のところですよ。そこで、今のあなたのお話のように、補助額を引き上げるとか、あるいはいろいろな面で、こういう制限額は必要だと思ひます、ある程度ね。ただその場合に、簡易水道は救済される道があります、町村によつては、たとえば五十万とか百万、たつた一つの起債というのはいらないので、中には、さつきお話しのように、同一種類のものがあると思ひます。そういうところ幅を持たせてもらわないと、ほんとうの意味の救済にはならぬと思ひます。これは、あなたの方の耳なりあるいは目に触れないところで、非常に困つておるところで、持つていったつて、さつき言つたように、しかられてしまふのだとか、出しても許可にならないのだとか言つておるところがあるのですから、これは、無制限に許可するといふことも、もちろん私は避けなければいけませんと思ひますが、実際には、取扱いの上では、そういうことにも一つ気を配つていただければというふうな、一つの希望的な気持ちで申し上げておるのでございます。

もう一枚の紙の方の、教育費関係のところ、義務教育の問題があります、これと高等学校の問題ですね。義務教育の施設の分につきましては、これは、地方では非常に困つておる状態なんです。もちろん補助も少しいし、従つて起債も少しいし、しかも起債も、期待した全部をもらえないというふうなことで、非常に困つておるわけでございます。これはまあ、今申しますように、補助金等との関係において、これは解決していかなければいけない問題でございますが、何か文部省あたり

と、こういう問題について、もう少しこれを進めていけるようなお話し合いでもなさつておりませんか。

○説明員(山野幸吉君) 文部省の方で、補助金を交付されます場合には、あらかじめいろいろ相談しておるわけでございますが、なかなか補助金の決定が——実は、去年も相当おくれしましたもので、今年も補助金総額はわかつておりますので、その補助金を考慮しつゝ、もう事前に配分してしまふという工合に考えておるのでございます。ただ、都道府県等で、それぞれ市町村に配分される場合には、補助金と大体見合つて配分をしてもらう。御承知のように、非常に窮屈でございますから、実は、先ほど申し上げましたように、義務教育の起債は、非常に去年きつかつたもんですから、十五億円増加してございます。従いまして、明年度、昭和三十三年におきましては、ある程度学校施設整備の問題については要望にこたえられるのじゃないかと、今のところ推測しております。

○鈴木壽君 この点、一つなお議長さんの方でも、十五億の増加になつたというお話でございますが、これをもちつてして、なお容易じゃないのじゃないかというふうな私考もございますが、将来の問題として、ぜひ強く取り上げてもらいたいと思ひますが、いま一つ、関連しまして、町村合併に伴う中小学校の統合の問題ですね。これは、統合計画を立てて、それに対する補助も、従つてまた起債ももらえると、こういう情勢なんです。そこで一つ文部省の方とお話し合いをしていただきたいと思います。必ずしも実情に沿わないような統一

合計画を立てて、もんちやくを起しておるところがあるのです。これは、統合すれば補助がもらえるのだ、起債がもらえるのだと、こういうふうな簡単に言つて、言いくるめようとしておりますが、これは、補助金だつて必ずしも多くない。七億円ですか、わずかな金でございます。起債だつて、多くは望めないと思ひますが、そういうことをえきにして、将来の経済的効果がどうのこうのというふうなことで、学校の統合というのを非常に簡単に考へて進められ、地元との間にトラブルを起しておるところがたくさんあるわけなんです、こういうことにつきまして、よほど統合ということについては、特に小学校等におきましては、私、慎重に取り扱つていただかなければならぬと思ひます。直接あなたの方の關係でございせんが、振興課長さんの方からも、そういう町村の新しい計画を立てる場合には、ぜひ一つこの問題は、慎重に考へてやつていただきたい、ということをお願いいたします。

今まで進められておる中で、私も非常に困る、無理な統合と思はれるのがあつた。もう、三カ町村の合併で、小学校が六つあつた。それを二つにしよととか、中学校をそれぞれ三つあつたやつの中の中に一つ建てる。通学距離というものが非常に遠くなる。かえつて不便になるというふうな所に、これが中心だということを持つて、校舎を建てようとして、もんちやくを起している所がございまして、一つこの点、これも要望したいな格好で、まことに恐縮でございますが、一つ善処していただくようにお願いしたいと思います。

それから、起債の決定の時期でございますが、許可の時期でございまして、これは、先ほど公営企業の分につきましては七月中というふうなお話があり、一般の方でも、これはあるいは市町村が相当早められるんじゃないかというふうな私どもも期待して、また、事実そうしてほしいというふうな思ひわけなんです。大体最終は、いつごろというふうに見ておられますか。

○説明員(山野幸吉君) 大体七月一ぱいには全部完了したいという考へでございます。昨年は、もうおそいのは十月になつておるのでございますが、ただ、現年災等は、毎年二月に、当該年度の現年災全部の姿を見てからやることになつております。それから、火災復旧等につきましては、四回に分けてやつておりますので、そういう例外的なものは別といたしまして、一般のものは、大体七月中に終りたいと思ひております。

○鈴木壽君 起債の方では、新市町村建設促進補助費についてでございますが、この前いただきました資料によりますと、さつきもちよつと私ふれましたが、新市町村の建設関係の経費として、農山村の建設総合支出という農山村関係の約三十億入つておるわけですが、これと、今進められております新しい新市町村建設の促進のためめめめめ、どういふふうな話し合いで農山村との間に、実際の金の配分等におきまして、これは実施されるつもりなんです。

○説明員(吉浦淳典君) 農林省の關係の新農山村の特別対策費の問題と、新市町村の建設関係の関連性の問題で

ございまして、從來実施される年度がやや向うの方が早かつたために、いわば新市町村でない区域につきましての指定された面もだいたいあつたわけでございますが、その後におきまして、自治庁と農林省の間でいろいろ協議をいたしました結果、今後におきましては、新たに指定する地域につきまして、でき得る限り新市町村の区域とマッチするようにする、合一せしめるようにするということ、ほほ話し合いがついておりまして、なお、その実際の指定の場合は、両方とも各都道府県知事が指定をすることに相なるわけでございます。その場合に、從來各部、各課がございまして、その後におきまして、各都道府県の新市町村建設促進の連絡態勢というものの整備を現在各都道府県とも準備いたしております。相当数の県におきまして、すでにそういう状況でございます。今後におきましては、むしろ新市町村でなければ、おそろく新農山村の指定がないんじゃないかという程度にまで徹底するような方向にいつておるわけでございます。その産業の育成という面からいへば、新農山村の補助が出るんだ、新市町村の建設という面から見れば、都道府県の各部、各課をあげて、これが育成態勢に入るといふふうなことに相なつておりまして、從來から考へますと、相当そういう線が強化されたように考へておる次第でございます。

○鈴木壽君 今のお話ですと、農林省との間に、これから新市町村の建設の支

出費とをマッチさせていくというふうな話し合いができておるといふ、こういうお話ですが、少くとも今までは、マッチしなかったところが多かったのではないかと、というふうに私は見ておるわけなんです、というの、町村合併といふこと、この農林省の農山村の建設のこれとは、必ずしも総合的に考えられて、進められてきておらなかったのですが、実際指定されたところもそうじゃなかったのです。今度マッチさせていくというのですが、じゃマッチさせ方ですが、新しい合併町村をもちろん指定するという格好にはなるのでございましょう。その場合、そういうふうな総合支出費が要る、農林省の方にいくのと、こちらの方の新しい町村の建設補助費にいくのと、これを両方そこにいけるようにするといふのか、そこら辺の兼ね合いはどうですか。

○説明員(吉浦澤真君) 私が申し上げておりましたのは、区域をマッチさせるといふ意味でございまして、従来農林省の新農山村について指定を行ってまいりましたのは、産業経済的な見地から区域の指定を行ってまいりましたので、数町村にまたがって指定する場合がございます。それから、一町村単位で指定する場合がございます。それから、一町村単位の区域において指定されることもございます。また、大きい市等の区域につきましても、その市の一部が指定される場合、大まかに分けまして、三つになるわけでございますが、少くとも数町村にまたがって指定するようないふことがあつては困る。要するに、新市町村の区域と合して区域指定にならなければならぬといふことでございます。それから、それから、建設事業と新農山村事業との関連性の問題は、これは、一方は産業育

成、特に新農山村関係の産業育成の面でございまして。さらには、団体に対する補助でございまして、まあ町村の経路といふものを直接通じないといふことでもございまして、これは合するわけにはいきませんけれども、ただ、われわれの考えております新市町村の育成といふものは、従来自治団体である団体当局のみがやつて参りましたけれども、今後は、産業団体あるいは文化団体、ひいては住民の総意をあげて、新市町村の建設発展といふものに協力、分担しなければならぬという態勢を確立したいと存じておりますので、そういう面から考えますと、この農業団体等の産業団体が、新市町村建設という面から、側面からこれを分担し協力して参るという態勢が整えられることとございまして、でき得る限り新市町村を優先して指定していただくように農林省にも話をして、また、都道府県もそういう態勢を持っていっておる、こういう意味でございまして。

○鈴木壽君 私の聞き方が少しずかかったと思いますが、区域の指定については、これはあくまでも新しい合併町村が対象とされるべきだと思つて、農林省との間に話し合いがついておる、それはそれでけっこうだと思つて、私も一つ、これはともとも出発が違ふのでありますが、指定された町村にあっては、しかし農山村の建設のいろいろな施設なんかの金も出てきますから、それと、一方主として建設関係が主となるようございまして、新市町村建設の促進のためのあなたの方の關係の金も流れていく、こういう場

合もあるわけですね。そこで、マッチさせるという場合に、一つの、たとえば、AならAという新しい合併町村が指定されて、そこに農林省の方からもそういういろいろな意味での、広くいへば、その住民のあるいは産業関係の向上のための施設ができた、助成されたりすると同時に、今申し上つたような、あなたの方の關係からも金が行く。こういうことで、その町村にとつてみれば、非常に両方からいろいろな形で補助助成をされるということにはなつてくるわけなんです。たとえば、百町村くらいあるところであつても、十か十二、三しかあなたの方ではやつていない。こういうところで、マッチのさせ方といふものをやはり考えていかないと、補助の対象になるという区域をよほど勘案していかないと、一方では両面から補助を受けて、その地域の住民の仕合せになつていく。しかし、取り残された面、しかも、相当数の多くの取り残された面ができてくるのじゃないか。そうして今の予算の計上、双方の予算の計上の工合を見ますと、その取り残されておる町村が、一体救済されるのか、こういう問題が出てきておるわけなんです。そういうところの兼ね合をどういふふうにか考へておられるのか、どういふふうにか話し合いの進め方をされておられるのか。これはもちろん、最後には県知事の段階でございまして、指定するやうなものは、あなたの方の指導の立場として、どういふふうにか考へておられるのか、こういうことなんです。

○説明員(吉浦澤真君) 今お尋ねの件につきまして、一方は地方自治団体としてのいわば市町村当局が実施の主体になりますし、農林省の方の事業につきましても、御承知の通り、都道府県を経由いたしまして、次には市町村を経由しないで、団体に直接入つて参りまして、団体が税金でない別の面の住民負担をそれに加へまして、事業を実施いたしておるわけでありまして。結論から申しますと、もちろん住民の福祉増進といふことになることは間違いないわけでございますから、特に新市町村の段階におきましては、その区域全般がかりに指定されたといつたしますならば、この農業団体の区域につきましては、かりにたとへば農業倉庫を作つていく、こちらの別の農業区域におきましては有線放送を作つておるといふふうな工合になるわけでありまして。一方その新市町村の方の建設事業といふものは、この補助金がつく年度といふのを問はず、随時例年進められておりますわけでございます。その新農山村の補助でつかない部分については、当然この農業団体がやるか、あるいは新市町村がやるかの差はございまして、やはり住民の一方のみに利益を供与するといふ結果にならないように、絶えず補足していかなければならぬかと存じております。従つて、現在問題になつておりますのは、一つの町村におきまして、一部落につきましては農林省の補助金による有線放送が設置され、一方の部落におきましては町村当局が経営主体となる有線放送が設置されるというふうなことも相なつておるわけでございます。それらをどのようにして結

びつけ、一本化していくかという問題がいよいよ今後に残された町村の事業、それから農林省関係の事業、一本化の問題といふものの一つの現われではないかと存じております。非常に困難な問題も実は伴つておるわけでございますが、でき得る限りこの町村という、特に新市町村といふ一つの広域といふものができたので、その中に幾つにも相分れる農業団体について、その農業団体が希望する事業をやらせながら、また、それらが全体として産業の育成になるように、われわれの方としては計画も仕向けていかなければならぬのじゃないかと、そういうふうに考へておる次第でございまして。

○鈴木壽君 私、二つの仕事、仕事といふんです、農林省関係とあなたの方の關係との金の流れ方が多少違ふことはわかつております。わかつておるだけに、私実は、要らないような心配な事も起きてくるわけなんです。いまAならAという村に、農林省關係のこれも実施されて金が来るのだ、これはもちろん、役場を通してやるわけじゃないのです、やつてゐるので。一方、たとえば昭和三十一年度におきまして、一県に割り当てられた平均……町村に対する助成、補助といふものが行つたのは、それはもつといふいろいろな面から、両面からいいプラスになつてきます。私、それはそれなりでいいと思つてゐるのですが、しかし、対象がたゞさんある村で、農林省の關係も自治庁關係のこれもあるのだといふことで、うんとプラスになるところもある、どつちも行かないところもあるのだ。しかも、BならBという村で、いろいろなそういう意味での施設なりがほ

しくてしょうがない、こういうところがあつても、どうせここ二、三年たつても、いつ回つてくるかわらぬといふところもたくさんあるわけなんです。ね。そういうところのバランスを、あまりひどい格差をつけないように、どう考えていかなければいけないかといふことは大事な問題じゃないかと、こういうことなんです。どうもちょっとくどいような、話の仕方が悪いので、十分了解していただけないかもしれませんが、私のお聞きするのはそういうところなんです。実際の末端に行きますと、問題が出てくると、こういうことなんです。

〔理事大沢雄一君退席、委員長着席〕

○説明員(吉浦清貞君) 新農村の方も、大体五カ年計画でやつておるうちに聞いております。逐次指定もして参つておりますし、また、指定された団体ににつきましては、数カ年にわたり事業を継続して認められておるようでございます。新市町村につきましては、この二千三百の町村について、昨年の残りごととを合せまして、まあ七、百町村を補助の対象にしたわけでございます。でき得れば来年、再来年で八百づつ程度、あるいは最終年度にもつとふえるかと存じますが、要求いたしました、現在の心づもりといたしましては、あと二カ年で全市町村に均等にしたいといふふうに考えております。新市町村に關します限りは、これは順序の問題といふことに考えておる次第であります。ただ、町村合併の年度の早いもの、おそいもの、それに、まだ段階合併で、未合併町村を迎えて

おらない区域もございますので、今後の推移を見ながら、これにつきましても、できるだけ早い機会に機構の合理化といふものを行ひまして、みずから力でも早く町村の建設ができるような態勢に仕向けていくといふような考え方をとつておるわけでございます。繰り返して申し上げます、今の考え方といたしましては、来年、再来年のあと二カ年で、全部の町村に均等にしたいと考えておるわけでございます。

○委員長(本多市郎君) 鈴木委員の質問中でございますが、残余の質疑は次回に譲ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「調製しなければならぬ。」を「調製するようにしなければならない。」に改め、同項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 自治庁長官は、財政再建計画の変更について承認しようとする場合においては、当該財政再建団体の行政について妥当な水準を維持するように考慮しなければならない。

第十五条中「政令で定める基準により、」を削る。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(財政の自主的再建の承認)

第二十一条の二 財政再建団体は、自主的に財政の再建を行う見込があるときは、昭和三十三年年度以降、この法律によらないで財政の再建を行うことができる。

2 前項の規定により自主的に財政の再建を行うとする財政再建団体は、当該財政再建団体の議会の議決を経て、その旨を自治庁長官に申し出てその承認を求めなければならない。

3 自治庁長官は、前項の申出を受けたときは、財政の再建が著しく困難であると認める場合その他特別の理由がある場合のほか、これを承認しなければならない。

4 前項の規定により承認を得た財政再建団体については、その承認を得た日の属する年度の翌年度以降、この法律中財政再建団体に関する規定を適用しない。

5 第三項の規定により承認を得た財政再建団体の財政再建債の償還は、当該財政再建団体が自治庁長官に申し出て繰上償還をする場合のほか、既定の財政再建計画に基いて行ふものとする。

第二十三条の見出しを「(赤字団体の寄附金等の制限)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項の項番号を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、栃木県湯津上村の大田原市編入に關する請願(第二〇一三三号)

一、給与改訂に伴う地方公共団体に對する財源措置の請願(第二〇二九号)

一、地方自治法第八條改正に關する請願(第二〇三九号)(第二〇五八号)(第二〇八三三号)(第二〇一八号)

一、地方交付税の単位費用適正化等に關する請願(第二〇九八号)

一、新市町村の育成強化に關する請願(第二〇九九号)

一、たばこ小売業に對する事業税を非課税とするの請願(第二一〇〇号)(第二一〇三三号)

第二〇一三三号 昭和三十三年五月六日受理

栃木県湯津上村の大田原市編入に關する請願

請願者 栃木県那須郡湯津上村長職務代理者 永町金吾 外十六名

紹介議員 相馬 助治君

栃木県湯津上村を三分割しようとする町村合併に關する県計画を変更して、全村大田原市へ編入合併せられるよう善処せられたいとの請願。

第二〇二九号 昭和三十三年五月七日受理

給与改訂に伴う地方公共団体に對する財源措置の請願

請願者 岡山県議會議長 浅越和夫

紹介議員 島村 軍次君

国家公務員の給与改訂は早急実施を見

る状況にあり、これに伴う地方公務員の給与改訂も当然予想されるところであるが、従来給与の改訂、手当の増額支給等に當つては、実態より遊離した部分的措置が採られた場合が少なくなく、地方公共団体の負担が余りに過重であつた実情であるから、今回の給与改訂に對する国の財源措置については、地方の実情に即した適正な付与を行われたいとの請願。

第二〇三九号 昭和三十三年五月七日受理

地方自治法第八條改正に關する請願

請願者 大阪府中河内郡柏原町長 青木四郎 外百七名

紹介議員 左藤 義詮君

現在、人口三万以上を有する全国六十二の町村が一日も早く市制を施行しよう、地方自治法第八條中市の要件である人口五万以上を三万以上に改正せられたいとの請願。

第二〇五八号 昭和三十三年五月八日受理

地方自治法第八條改正に關する請願

請願者 大阪府南河内郡南大阪町議會議長 藤田市松 外百八名

紹介議員 左藤 義詮君

この請願の趣旨は、第二〇三九号と同じである。

第二〇八三三号 昭和三十三年五月九日受理

地方自治法第八條改正に關する請願

請願者 大阪府南河内郡南大阪町長 堀野庄三郎 外百七名

紹介議員 左藤 義詮君

七名

紹介議員 左藤 義詮君

この請願の趣旨は、第二〇三九号と同じである。

第二一〇八号 昭和三十三年五月十日受理

地方自治法第八條改正に関する請願

請願者 北海道千歳郡千歳町長 山崎友吉外百一十一名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第二〇三九号と同じである。

第二〇九八号 昭和三十三年五月九日受理

地方交付税の単位費用適正化等に関する請願

請願者 岡山県議會議長 浅越 和夫

紹介議員 秋山 長造君

地方交付税の配分の基礎となる基準財政需要額の算定に用いられる単位費用は、近年地方行政の実情にそぐわなく、きわめて低く決定されているため、地方公共団体はひとしく財政の破たんをきたし、積極的事業はいうに及ばず行政水準の低下をきたしている現状である。昭和三十三年度において交付税率をパーセント引上げ二十六パーセントとしたが、この程度では、地方財政の窮乏はとも打開しえられないから、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の額を地方諸施策を遂行しうる適正な額として、地方交付税率を少くとも二十八パーセント以上に引き上げるよう是正せられたいとの請願。

第二〇九九号 昭和三十三年五月九日受理

新市町村の育成強化に関する請願

請願者 岡山県議會議長 浅越 和夫

紹介議員 秋山 長造君

町村合併による新町村は、単に地域の拡大が図られたのみで、育成措置の不徹底に基因して建設事業は進まず、その発展を期し得ない実情であるから、合併市町村の基礎を確立するに必要かつ適切な措置をすみやかに講じ、特に新市町村建設促進法に見合う財源を与えられると共に、今後行われる小、中学校の統合等において十分な財政措置を講ぜられたいとの請願。

第二一〇〇号 昭和三十三年五月九日受理

たばこ小売業に対する事業税を非課税とするの請願

請願者 福岡市妙見日本専売公社福岡地方局管内九州北部たばこ販売協同組合連合会理事長 長尾 達生外六名

紹介議員 上林 忠次君 杉山 昌作君

たばこ小売人は、物品販売業者として所得高の百分の八の事業税を課せられているが、売上高は一銭も余すところなくは握られ、又事実上たばこ小売人が徴税の役を勤めるたばこ消費税は、三十一年三月買受分から定価の百十五分の十五から百分の十七に引き上げられ、しかもこれは小売人が専売公社から買い受けた額に課せられるため、手持分に対しては、小売人は消費者にかわつて前払いする結果となり非常な困難におちいつているから、たばこ販売業者に対する事業税は非課税とせられたいとの請願。

第二一〇三号 昭和三十三年五月十日受理

たばこ小売業に対する事業税を非課税とするの請願

請願者 長崎県大村市四八〇ノ八 松尾慎一外十二名

紹介議員 上林 忠次君 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第二一〇〇号と同じである。

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月四日）